市川市

教育振興大綱

令和８年１１月

（案）

市 川 市

1 はじめに

令和8年4月に人口50万人を迎えた本市は、かつて下総国の政治や文化の中心であった「国府」が置かれて以来、多くの文人墨客に愛されてきた「文教都市」として発展を続けてまいりました。

令和9年度から始まる新たな「市川市教育振興大綱」では、市川の未来を担う子どもたちの健やかな成長を見据え、「～市川クオリティ・ロゴス～ 言葉の力で 未来を拓く市川の教育」を将来像として掲げます。

私が目指す「生きる力」の根幹にあるもの、それこそが「言葉の力」です。
日本語の五十音は、日本人の精神文明の結晶ともいえる完成されたものであり、一文字ごとに意味を持つ大変素晴らしい言語といえます。そのうえで、英語を学ぶこともまた、子どもたちの視野を広げる大切な学びであり、そこに生まれる国や地域を越えたコミュニケーションは多様な人々が互いを認め合い、対話と協働を通じて、中今に立ち向かう「人間力」を創り出すことができます。

この「言葉の力」を育むことが、子どもたちの豊かな人生を切り拓き、市川の未来を照らす光になると確信しております。

また、近年は少子高齢化やライフスタイルの多様化、デジタル技術の進展など、社会環境が著しく変化しています。こうした時代を自らの力で切り拓いていくために、学校の枠を超え、生涯学習やスポーツ、歴史・文化の継承を通じて、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが自ら学び、ともに高め合いながら豊かな人生を送ることができる「文教都市」のさらなる発展を目指します。

その実現に向け、行政や学校、教育委員会はもとより、
家庭や地域の皆様とも連携し、誰もが生涯にわたって学び、
成長できる環境づくりを皆様とともに推進してまいります。



令和8年11月

市川市長　田中 甲

2 背景・主旨

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、教育振興に関する目標や施策の根本的な方針となる大綱の策定が義務付けられました。

これにより、本市では平成27年10月に「市川市教育振興大綱」を策定しました。
その後、令和５年1月に策定した現在の大綱の対象期間が、令和８年度をもって満了となることから、今回新たな大綱を策定するものです。

本大綱の策定にあたっては、本市の現状や課題を踏まえ、教育をより一層振興するために講ずべき施策の方針を定めるため、市川市総合教育会議において市長と教育委員会が協議を重ねてまいりました。

3 対象期間

市川市教育振興大綱の対象期間は、令和9年度から令和12年度までの4年間とします。

4 将来像

～市川クオリティ・ロゴス～

言葉の力で　未来を拓く　市川の教育

「言葉」は、思想や文化を担うものであり、人類共通の財産です。
そして、日本語は、我が国の自然や生活習慣、独自の文化に深く根差したものです。正しい日本語を身につけ、使うことで「言葉の力」が生み出され、人生を豊かにし、そこから日本の発展と未来につながっていくことになります。

「言葉の力」は、幼児教育においては、遊びを通した主体的な体験による生きる力の基礎として育まれます。学校教育においては、自ら課題を発見し解決する、読解力やコミュニケーション能力として培われます。

「言葉の力」によって行われる教育活動が有機的に関わり合い、高まっていくことで、学校や社会を支える地域コミュニティの形成にもつながるものです。

グローバル化の進展する現代社会においては、日本語を大切にすることにより「言葉の力」を築いた上で、英語力も高めることによって、世界へ羽ばたく力や、身近な環境において様々な国籍の人々と交流することで世界を広げる力へと、高まります。

さらに、「言葉の力」とは、読む、聞く、話す、書くの4技能に留まらず、様々な個性や特性を持った人たちによる気持ちや考えを伝える力・理解する力・共感する力もまた「言葉の力」であり、「言葉の力」は、多様性を尊重する社会を実現する力でもあります。

本大綱では、市川市の目指す教育の姿として、
「～市川クオリティ・ロゴス～　言葉の力で　未来を拓く　市川の教育」を将来像とし、すべての人の能力を伸ばし、可能性を引き出す教育を進めていきます。

5 ３つの基本方針

基本方針 1

人生を豊かにする地域とともにある教育

（１） すべての世代で心身の健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を図ります。

1 生活習慣の改善

「早寝早起き朝ごはん」をはじめ、栄養バランスのとれた食事、適度な運動といった、基本的な生活習慣を身につけることなどにより、生活の質の向上を図ります。

2 体力向上

誰もが運動やスポーツに親しむ機会の創出や環境を整備することで、子どもをはじめとしたすべての世代の基礎体力の向上につなげ、運動やスポーツを通じた心身の健康増進を図ります。

3 食育

望ましい食生活の実践と誰もが食に関する理解を深めることなどにより、食育を通じた心身の健康増進を図ります。

（２） 読解力やコミュニケーション能力などを身につける機会を創出し、国際社会で生き抜く力を育てます。

1 読書活動、図書館の充実

正しい日本語を身につけ、使えるように、乳幼児期から本に触れ、読書に親しむ機会を創出することで、生涯を通して、豊かな感性や表現力、想像力、国語力を育みます。

2 英語教育

国際共通語である英語に慣れ親しみ、英語の能力の向上を図るとともに、さまざまな国の文化や習慣に対する理解を深めることで、子どもをはじめとする多くの人たちが、世界で活躍する可能性を広げます。

3 市立高等学校の創設

福祉や環境、グローバル化などの現代社会が抱える様々な諸課題について、義務教育課程を超えて深く学ぶことができる教育機会の提供を目指し、未来の子どもたちに、新たな選択肢と目標を創出します。

（３）　誰もが生涯を通じて、自ら学び続けられる環境を提供します。

1 より主体的に社会参画に関わる教育

主権者教育や実践的な社会参加を通じて、子どもたちが主体的に社会参画する意識や自立して生活する力を育てます。

2 社会教育、リカレント教育

学校卒業後も、必要な時に自分に合った学びを受けられる機会を提供するとともに、社会教育への若者の参画と社会教育人材の活動促進を図ることで、誰もが社会や地域で活躍できる可能性を広げます。

3 文化財の保存・活用

市内の史跡などの歴史的・文化的資産の継承と、触れる機会を創出し、豊かな心を育てます。

基本方針 2

子どもたちの可能性を広げる誰一人取り残さない教育

（１） 多様な個性や特性、背景を有する子どもたちがともに学び合う、包摂的な学びを提供します。

1 包摂的な学び

多様な個性や特性を持つ子どもたちがともに学ぶ機会を提供することで、それぞれを尊重しながら、一人ひとりの意欲を高め、可能性を開花させます。

2 特別支援教育

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちがともに学ぶ環境を提供するとともに、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を行うことで、自立と社会参加を促します。

3 外国籍児童生徒等への支援

国籍、宗教、性別などによって、子どもたちに社会的・教育的な困難が生じることがないよう必要な支援を行うことで、ともに学ぶことができる言語能力や地域社会で生活していく力を育みます。

（２） 子どもたちの様々な状況に寄り添い、一人ひとりにあった学びの機会を保障します。

1 不登校児童生徒への支援

不登校となっても、学びたいと思った時に学べる環境づくりや安心できる居場所づくりを進め、子どもたちの自信や将来の希望につなげます。

2 安心して学べる教育環境の提供

いじめや児童虐待、ヤングケアラーなどの子どもたちを取り巻く問題の予防や早期発見に努め、子どもたちが自分らしく、安心して学び、過ごせる環境を提供します。

（３）　子育て家庭の教育にかかる負担を軽減し、家庭の状況による教育格差や体験格差を解消します。

1 多様なニーズに応じた居場所づくり

家庭の状況や子どもの成長にあわせた、放課後や夏休み期間中などにおける安全で安心な居場所づくりを進めるとともに、子どもたちの多様な体験や活動を行える環境を整備し、子育て家庭の教育にかかる負担を軽減します。

2 家庭環境によらない学びの機会の確保

学校教育にかかる保護者負担の軽減を図り、社会経済的背景を問わず、すべての子どもたちの学びの機会を確保します。

基本方針 3

子どもたちに夢や目標を与える質の高い教育

（１） 子どもたち一人ひとりに寄り添い、探究心を育む質の高い学びを提供します。

1 探究的な学び、主体的・対話的で深い学び

自ら問いを見つけ、対話によって本質的な理解へ向かう力を培い、生涯にわたって自ら学び続ける子どもたちを育てます。

2 個別最適な学び・協働的な学び

個々の特性や学習進度などに応じた指導や一人ひとりの興味・関心等に応じた学びを提供するとともに、多様な人たちと協働することで生み出されるよりよい学びを通して、子どもたちの可能性を引き出します。

（２） 幼児期からの学びと育ちの連続性を確保し、子どもたちの資質・能力を育みます。

1 幼保小の連携・幼児教育

幼児期の遊びを通した学びの提供とそれを踏まえた学校教育の展開を図ることで、生活習慣や小学校の学びにつながる基礎を身につけ、学校生活へのスムーズな適応を支えます。

2 小中一貫教育

義務教育９年間を通じた系統的な教育課程により、切れ目なく子どもたちの資質・能力を育みます。

（３） 教職員が子どもたち一人ひとりに向き合える環境を整え、豊かな教育活動につなげます。

1 学校環境整備・老朽化対策

教育環境の向上と老朽化対策を計画的に進め、安全・安心で快適な教育環境の確保と時代に即した学校施設を提供します。

2 子どもたちと向き合う時間の確保と働き方改革

業務の効率化や地域との連携による教職員の働き方改革を推進することで、教職員の多忙化解消を図り、子どもたちと一層向き合える環境づくりに努めます。